

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 27 日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

社会的な重要インフラ自衛的燃料備蓄事業（石油製品タンク等）
の周知依頼について

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記事業に関し、今般、下記内容について、資源エネルギー庁より周知依頼が
参りました。貴会におかれましては、貴会員病院等に対し周知等の御協力をいた
だきますよう、お願い申し上げます。

記

○石油タンクを使用するもの

- ・ 令和 5 年度予算（第 1 回目）
- ・ 公募期間：令和 5 年 7 月 31 日（月）まで
- ・ 執行団体：全国石油商業組合連合会
- ・ 公募ページ：<http://www.zensekiren.or.jp/06contents01/01/0101/0106>
- ・ 申請者用手引書：
<http://www.zensekiren.or.jp/wp-content/uploads/06/06contents01/01/0101/0106/06/r5/%E7%94%B3%E8%AB%8B%E8%80%85%E7%94%A8%E6%89%8B%E5%BC%95%E6%9B%B8%EF%BC%88R5,2023.6.21%EF%BC%89.pdf>

1. 補助対象施設 ※その他詳細については申請者用手引書をご参照ください。
①災害等発生時に避難場所まで避難することが困難な者が多数生じる医療施設
又は介護施設・障害者施設等；入院設備等のある施設又は人工透析クリニック
※ただし、災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センター、災害
拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、特定機能病院、地域
医療支援病院を除く。

②公的避難所

地方公共団体が災害時に避難所として指定した施設（公立学校、体育館等）

③一時避難所となり得るような施設等

地方公共団体と災害時に避難所としての協定等を締結した法人等の施設（学校、ホテル、工場、公民館等）

※申請時に上記協定を締結していないものは申請できません。

2. 補助対象設備・経費

①石油製品タンク（既に発電機また燃焼機器を所有している場合）

②石油製品タンク＋発電機

③石油製品タンク＋燃焼機器

④石油製品タンク＋発電機＋燃焼機器

3. 補助率

医療法人、社会福祉法人の場合は 1 / 2

4. 補助上限額

石油製品タンクの導入： 1, 0 0 0 万円（税抜）

石油製品タンク及び当該設備に接続する燃焼機器及び発電機の導入
： 5, 0 0 0 万円（税抜）

その他詳細については上記 URL をご参照いただくか、下記の補助事業の事務局までお問合せをお願いいたします。

<事業に関するお問合せ先>

全国石油商業組合連合会 環境・安全対策グループ

TEL：0 3－3 5 9 3－5 8 4 8

Email：kankyou@zensekiren.onmicrosoft.com

以上